

京労発基 0129 第 4 号  
令和 3 年 1 月 29 日

関係機関・団体の長 各位

京都労働局長



特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 12 号）が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行することとされたところです。

今回の改正の趣旨、内容等については、別添 2 のとおりとなりますので、貴機関・団体におかれましても、会員事業者等関係者に対し、本改正の内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
担当官	地方労働衛生専門官 黒川仁晴
連絡先	TEL075-241-3216 FAX075-241-3219

基 発 0126 第 2 号  
令和 3 年 1 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第12号。以下「再改正省令」という。)が令和3年1月26日に公布され、同日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び概要

#### 1 改正の趣旨

労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第89号。以下「特化則等改正省令」という。)が令和2年4月22日に公布され、原則令和3年4月1日から施行されるが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令を再度改正することとしたこと。

また、特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第128号。以下「粉じん則等改正省令」という。)で新たに記録及び保存することとされた測定結果等について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号。以下「e-文書省令」という。)を改正し、電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

#### 2 改正の概要

- (1) 特化則等改正省令附則第2条(経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存)関係

特化則等改正省令附則第2条に第2項を新設し、同条の経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）中に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等の記録及び保存を義務付けることとしたこと。

(2) 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

特化則等改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「新特化則」という。）第38条の21第2項に規定する屋内作業場について、同条第7項の規定による、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認等に関し、令和4年3月31日まで適用しないとしていたところ、令和5年3月31日まで適用しないこととする

(3) e-文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係

以下の①～③の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

- ① 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第7項関係）。
- ② 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第8項関係）。
- ③ 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと（粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第6条の4第3項関係）。

### 3 施行日

再改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記(3)（e-文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係）については、令和3年4月1日から施行することとしたこと。

## 第2 留意事項

### 1 特化則等改正省令附則第2条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

溶接ヒュームの濃度の測定結果について、経過措置期間前（具体的には令和3年4月1日前）に当該測定を実施した場合であっても、結果を記録し、及び保存することが重要であること。

## 2 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

呼吸用保護具の適切な装着の確認（以下「フィットテスト」という。）については、令和5年4月1日から適用することとなるが、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具の選択（新特化則第38条の21第6項）については、特化則等改正省令附則第3条の規定のとおり、令和4年4月1日から適用するものであること。

なお、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和2年7月31日付け基発0731第1号。以下「マスク告示施行通達」という。）の第2の3（1）ウにおいて「本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。」とあるが、フィットテストの実施者に対する教育実施要領については、別途示す予定であること。

## 第3 その他

### 関係通達の改正

マスク告示施行通達のうち、第2の4（3）「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号）の第1の2（2）中最後に改行し「ただし、特化則第38条の21第6項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあっては、この限りでないこと。」を加える。」を削除すること。

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働

省令第八十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(測定等に関する経過措置)</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次項及び次条において「新規則」という。)第三十八条の第二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>2 前項の期間内における新規則第三十八条の第二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第八十九号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。</p> <p>第三条 新規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 新規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>(測定等に関する経過措置)</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次条において「新規則」という。)第三十八条の第二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第三条 新規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>(新設)</p>

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。



(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一(第三条及び第四条関係)  
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(略)	(略)	粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)

改正前

別表第一(第三条及び第四条関係)  
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	(新設)	(新設)	(略)	(略)	粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)

(略)

表二～表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

粉じん障害防止規則	(略)	特定化学物質障害予防規則				(略)
		(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	第三十八条の二十一第七項の規定による記録	第三十八条の二十二第八項の規定による記録	(略)
第六条の四第三項の規定による記録	第十八条の規定による記録	(略)				

(略)

表二～表四 (略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

粉じん障害防止規則	(略)	特定化学物質障害予防規則				(略)
		(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	第十八条の規定による記録	(略)				

(略)

(略)

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣・田村 憲久  
特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）  
第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		改	正	後
		附 則		
		（測定等に関する経過措置）		
	第二条	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次項及び次条において「新規規則」という。）第三十八条の第二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。		
	2	前項の期間内における新規規則第三十八条の第二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。		
	第三条	新規規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。		
	2	新規規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。		
		改	正	前
		（測定等に関する経過措置）		
	第二条	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規規則」という。）第三十八条の第二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。		
	2	前項の期間内における新規規則第三十八条の第二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。		
	第三条	新規規則第三十八条の第二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。		
		（新設）		

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）  
**第二条** 厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）  
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	(略)
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存	(略)
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(略)
(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	第六条の四第三項の規定による記録の保存
		第十八条の規定による記録の保存
		(略)
		(略)

表二～表四 (略)  
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(略)
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録	(略)
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録	(略)
(略)	粉じん障害防止規則	第六条の四第三項の規定による記録
		第十八条の規定による記録
		(略)
		(略)

別表第一（第三条及び第四条関係）  
表一

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	(新設)
		第十八条の規定による記録の保存
		(略)
		(略)

表二～表四 (略)  
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
(略)	粉じん障害防止規則	(新設)
		第十八条の規定による記録
		(略)
		(略)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。